

平成30年第2回上富田町議会臨時会会議録

(第1日)

○開会期日 平成30年5月17日午前9時28分

---

○会議の場所 上富田町議会議事堂

---

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（12名）

1番	山本哲也	2番	正垣耕平
3番	家根谷美智子	4番	大石哲雄
5番	中井照恵	6番	吉本和広
7番	田上明人	8番	松井孝恵
9番	檜木正行	10番	九鬼裕見子
11番	山本明生	12番	木本眞次

---

欠席議員（なし）

---

○出席した事務局職員は次のとおり

事務局長	森岡真輝	局長補佐	檜山裕子
------	------	------	------

---

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長	奥田誠	副町長	山本敏章
教育長	梅本昭二三	会計管理者	十河貴子
総務政策課長	水口和洋	総務政策課員	笠松昭宏
総務政策課員	中島正博	総務政策課員	平尾好孝
住民生活課長	原宗男	住民生活課員	栗田信孝
住民生活課員	瀬田和哉	住民生活課員	宮本真里
住民生活課員	木村陽子	産業建設課長	菅谷雄二
産業建設課員	三浦誠	税務課長	橋本秀行

税務課企画員	芦口正史	上下水道課長	川口孝志
教育委員会 総務課長	家高英宏	教育委員会 総務課 学校給食セ ンター所長	中松秀夫
教育委員会 生涯学習課長	上堀公嗣		

## ○本日の会議に付した事件

日程第 1 仮議席の指定について

日程第 2 選挙第 2号 上富田町議会議長の選挙について

### 追加議事日程

日程第 1 議席の指定について

日程第 2 会議録署名議員の指名について

日程第 3 会期の決定について

日程第 4 選挙第 3号 上富田町議会副議長の選挙について

日程第 5 選任第 1号 上富田町議会常任委員会委員の選任について

日程第 6 選任第 2号 上富田町議会運営委員会委員の選任について

日程第 7 選任第 3号 上富田町議会広報特別委員会委員の選任について

日程第 8 選挙第 4号 富田川衛生施設組合議会議員の選挙について

日程第 9 選挙第 5号 富田川治水組合議会議員の選挙について

日程第 10 選挙第 6号 上大中清掃施設組合議会議員の選挙について

日程第 11 選挙第 7号 公立紀南病院組合議会議員の補欠選挙について

日程第 12 選挙第 8号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

日程第 13 選挙第 9号 紀南環境広域施設組合議会議員の選挙について

日程第 14 選出第 1号 上富田町体育協会理事の選出について

日程第 15 報告第 1号 上富田町税条例の一部を改正する条例

日程第 16 報告第 2号 上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

日程第 17 報告第 3号 平成29年度上富田町一般会計補正予算（第7号）

日程第 18 報告第 4号 平成29年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）

日程第 19 報告第 5号 平成29年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第4号）

- 日程第20 報告第 6号 平成29年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算  
(第4号)
- 日程第21 報告第 7号 平成29年度上富田町特別会計診療所事業補正予算(第  
1号)
- 日程第22 報告第 8号 平成29年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算  
(第4号)
- 日程第23 報告第 9号 平成29年度上富田町特別会計奨学事業補正予算(第3  
号)
- 日程第24 報告第10号 平成29年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予  
算(第3号)
- 日程第25 報告第11号 平成29年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算  
(第4号)
- 日程第26 議案第48号 監査委員の選任について
- 追加日程第1 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

△開 会 午前9時28分

○議会事務局長（森岡真輝）

皆さん、おはようございます。この場で失礼いたします。私は議会事務局長の森岡です。どうぞよろしく願いいたします。

また、議員の皆様におかれましては、このたびの厳しい選挙戦を制されてのご当選まことにおめでとうございます。

本臨時会は、一般選挙後の最初の議会となります。新しい議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員さんの中で年長の議員さんが臨時に議長の職務を行うこととなっております。

したがって、出席議員さんの中で木本議員さんが最年長の議員さんとなりますので、臨時議長をお願いしたいと思っております。

木本議員さん、どうぞよろしく申し上げます。

○臨時議長（木本眞次）

皆さん、おはようございます。

ただいま事務局長よりご紹介をいただきました木本でございます。

議員の皆様におかれましては、今回の選挙におきましてめでたくご当選されましたことを心からお喜び申し上げます。

本日招集されました初議会の開会に当たり、地方自治法第107条の規定によって臨時に議長の職務を行います。

もとより、議長選挙までの限られた時間ではありますが、議員各位のご協力によりまして無事任務を果たしてまいりたいと思っておりますので、どうかご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

このたびの選挙におきまして、お互いに当選の栄を担って議席を得たわけであり、ここで改めて自己紹介をお願いしたいと思っておりますが、いかがなものでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（木本眞次）

異議がないようですので、そのようにさせていただきます。

では、山本哲也議員より順次自己紹介をお願いします。

山本哲也君。

○1番（山本哲也）

失礼します。自由民主党の山本哲也と申します。愛する郷土上富田のさらなる発展を目指し精いっぱい動いてまいりますので、皆様どうぞよろしく願いいたします。

○2番（正垣耕平）

おはようございます。新人の正垣耕平と申します。上富田町が今よりもっと少しずつでも活力あるまちになっていければと一生懸命力を尽くしてまいりますので、どうか皆様、よろしく願い申し上げます。

○3番（家根谷美智子）

おはようございます。女性としての目線と、私も中学校3年生の母親でありまして、そういった観点から町のほうにも一緒にこの上富田町をよくしていきたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○4番（中井照恵）

皆さん、おはようございます。公明党の新人議員の中井照恵と申します。上富田町のために少しでもお役に立てるようにしっかり頑張りたいと思いますので、皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○5番（吉本和広）

おはようございます。日本共産党の新人の吉本和広です。私は障害児学校で教員をしておりまして、高校でも教員をしておりましたが、子供たちの教育の分野や子育ての分野等、障害者の運動もやってきましたので、障害者の立場になったまちづくりをしたいというふうに思っております。また、私はスポーツをずっとやってきました。スポーツを子供たちにとってどういうふうに振興していくか、町民の中に広げていくのかということについてもまた議会で取り上げたいと思っています。どうかよろしくお願いします。

○6番（田上明人）

おはようございます。私は19年間市ノ瀬財産区議員を務めました。そのときにお世話になり、ありがとうございました。また今後、町議会議員として広く活躍したいと思っております。よろしくお願いいたします。

○7番（松井孝恵）

皆さん、おはようございます。2回目の当選をさせていただきました市ノ瀬の松井孝恵と申します。町長さん初め当局の皆さん、どうぞお手やわらかによろしくお願いいたします。

○8番（檜木正行）

おはようございます。2期目の檜木です。よろしくお願いします。

○9番（九鬼裕見子）

おはようございます。日本共産党の九鬼裕見子です。2期目となりますが、やっぱり住民の方の切なる思いを議会の中でしっかりと取り上げ、弱者が置き去りにならないような町政になるように私は頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○10番（山本明生）

おはようございます。山本明生です。どうぞよろしくお願い致します。町が少しでもよくなりますように努力いたします。よろしくお願い致します。

○11番（大石哲雄）

おはようございます。大石です。やっと5期目となりました。ベテランとして頑張りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○臨時議長（木本眞次）

12番、木本です。7期目をやらせていただいているわけですが、年かさということで、11名の議員さんを含めて我々も上富田町発展のためにいろいろと意見を出し合って、よい上富田町にしていくように努力しますので、皆さんご協力のほどよろしくお願い致します。

これで自己紹介を終わらせていただきます。

続きまして、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第2回上富田町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、去る4月29日執行の上富田町議会議員一般選挙におきまして当選の栄を担われ、心からお喜びを申し上げる次第でございます。

ご当選の感激も新たに、今後とも高い見識と豊富なご経験を生かされ、町政運営に幅広くご示唆、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

私も町民の皆さんのご支援を得まして、2月5日より町政を預かっております。町行政に課されたさまざまな案件に議員各位のご指導とご協力を得て誠心誠意取り組んでまいり所存でありますので、ご支援をお願いいたします。

さて、上富田町の行財政運営の状況について説明をしますと、人口は約1万5,500人、面積は57.37平方キロメートルと小規模ではありますが、人口は上富田町が誕生した昭和33年から増加を続け、和歌山県内でも数少ない人口増加の町となっています。しかしながら、ここ数年の人口は微増であり、また、国立社会保障・人口問題研究所が出した将来推計では、町として何も対策をしなければ2060年には人口が1万人まで減少すると推計されています。

このため、第2次安倍政権が掲げた東京への一極集中の是正、地方の人口減少に歯ど

めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした施策である地方創生事業の支援を受け、上富田町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、上富田町の人口減少幅を小さくするとともに、雇用を確保し所得を安定化させ地域経済の活性化を図るよう、現在取り組んでいるところでございます。

今後、上富田町の大きな課題は財政の健全化であります。本町は、平成10年に行政改革大綱を制定し、多様化する行政需要に対応できる行財政の確立を目標に、事務事業の効率化や組織機構の見直し、職員給与の適正化、議員定数の削減、民間企業への委託などを実施し、一定の成果があらわれてきたと考えています。

住民のニーズは、生活レベルの向上とともに質的に高度化し、少子高齢化社会のもとで新たなニーズが発生しているのが現状です。地方の財政状況は依然として厳しく、先行きが見えない状態の中でも、行政に対するニーズに的確に対応していかなければならないと考えているところでございます。

次に、今臨時議会に上程する諸議案の説明につきましては後ほど行いますので、よろしく願いいたします。

今後とも、議員の皆さんには上富田町の行政運営にご理解とご協力をお願いいたします。開会の挨拶といたします。

なお、改選後の初議会でありますので、特別職職員を私のほうから紹介させていただきます。

副町長の山本敏章です。

**○副町長（山本敏章）**

皆さん、おはようございます。副町長の山本です。どうぞよろしく申し上げます。

**○町長（奥田 誠）**

教育長の梅本昭二三です。

**○教育長（梅本昭二三）**

皆さん、おはようございます。教育長の梅本でございます。よろしく願いいたします。

**○町長（奥田 誠）**

職員につきましては副町長より紹介をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

**○臨時議長（木本眞次）**

副町長、山本君。

**○副町長（山本敏章）**

皆さん、改めましておはようございます。

それでは、私から課長並びに企画員、所長を紹介させていただきます。

会計管理者の十河貴子です。総務政策課長の水口和洋です。総務政策課企画員、行政グループ長兼防災国土強靱化グループ長の笠松昭宏です。総務政策課企画員、財政情報システムグループ長の中島正博です。総務政策課企画員、まちづくりグループ長の平尾好孝です。税務課長の橋本秀行です。税務課企画員、収納グループ長の芦口正史です。向かって右側の職員を紹介いたします。教育委員会生涯学習課長、上堀公嗣です。和歌山県からの出向になります。教育委員会総務課長の家高英宏です。教育委員会総務課学校給食センター所長の中松秀夫です。住民生活課長の原宗男です。住民生活課企画員、住民グループ長の宮本真里です。住民生活課企画員、住民グループ、木村陽子です。住民生活課企画員、生活グループ長の栗田信孝です。住民生活課企画員、生活グループ、瀬田和哉です。上下水道課長兼検査員の川口孝志です。産業建設課長の菅谷雄二です。産業建設課企画員、管理グループ長兼検査員の三浦誠です。

(各自自席で起立し挨拶をする)

以上、18名になります。

今後ともご指導賜りますよう、よろしくお願いいたします。

#### ○臨時議長（木本眞次）

当局にちょっと述べさせていただきますけれども、声が小さいと思いますので、今後とも大きな声で言っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。声の小さい方はマイクを使って十分に議員さんにわかるようにしていただきたいと思います。

当局の紹介を終わります。

---

### △日程第1 仮議席の指定について

#### ○臨時議長（木本眞次）

日程第1 仮議席の指定を行います。

議事の進行上、仮議席はただいま着席の議席とさせていただきます。

これより議長選挙に入るわけですが、ご相談を申し上げたいことがありますので、暫時休憩したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○臨時議長（木本眞次）

暫時休憩します。

---

休憩 午前 9時45分



---

再開 午前 9時46分

---

○臨時議長（木本眞次）

再開します。

ただいま休憩中に申し合わせを確認しましたとおり、議長、副議長、各常任委員会委員、議会運営委員会委員、特別委員会委員、富田川衛生施設組合議会議員、富田川治水組合議会議員、上大中清掃施設組合議会議員、公立紀南病院組合議会議員、田辺周辺広域市町村圏組合議会議員、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員、紀南環境広域施設組合議会議員、体育協会理事、監査委員など全ての任期を向こう2年間としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（木本眞次）

異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

---

△日程第2 選挙第2号

○臨時議長（木本眞次）

日程第2 選挙第2号、上富田町議会議長の選挙についてを議題といたします。

この際、暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（木本眞次）

それでは暫時休憩いたします。

---

休憩 午前 9時47分

---

再開 午前 9時57分

---

○臨時議長（木本眞次）

再開します。

事務局長より、上富田町議会議長の選挙について朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

選挙第2号、上富田町議会議長の選挙について。

地方自治法第103条第1項の規定により、上富田町議会議長の選挙を行う。

平成30年5月17日、上富田町議会臨時議長。

以上です。

○臨時議長（木本眞次）

選挙の方法は、指名推選と単記無記名投票があります。いかがいたしますか。

（「単記無記名」の声あり）

○臨時議長（木本眞次）

単記無記名投票でご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○臨時議長（木本眞次）

異議なしと認めます。

議長選挙は、単記無記名投票にいたします。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（木本眞次）

ただいまの出席議員は12名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○臨時議長（木本眞次）

念のために申し上げます。

投票は、単記無記名です。

投票用紙の枠の中にご記入願います。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（木本眞次）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○臨時議長（木本眞次）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長より議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票をお願いします。

(議会事務局長点呼、投票)

○臨時議長（木本眞次）

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○臨時議長（木本眞次）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、家根谷美智子君、8番、樫木正行君を指名いたします。

開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○臨時議長（木本眞次）

選挙の結果を報告します。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しています。そのうち有効投票11票、無効投票1票。

有効投票中、大石哲雄君11票であります。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、大石哲雄君が上富田町議会議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長（木本眞次）

ただいま上富田町議会議長に当選されました大石哲雄君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

議長に大石哲雄君がなられました。議長席にお着きください。

これを持ちまして、私の議長の職務を終了させていただきます。どうもご協力ありがとうございました。

○議長（大石哲雄）

一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま皆様方のご支援のもと、議長に選出していただきました。身に余る光栄でありますとともに、改めて責任の重さを痛感する次第でございます。

さて、全国的に過疎化や高齢化が進む中で、地方選では議員のなり手不足等により議会機能の低下が懸念されております。議会として何をすべきか、住民の負託にいかんして応えていくべきか、本町議会といたしましても襟を正し、議員間協議を深め、議会改革に真摯に取り組んでいかなければならないと考えております。

もとより浅学非才な私であります。皆様方のお力添えをいただきながら、全身全霊を傾けて上富田町の発展に、そして町議会の発展に努力する次第であります。その決意でいっぱいあります。

どうぞ議員の皆様方並びに町長初め町執行部の皆様方のご指導、ご鞭撻を心からお願い申し上げます。簡単ですが議長就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

### △日程第 1 議席の指定について

#### ○議長（大石哲雄）

それでは、日程第 3 議席の指定についてを議題といたします。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、議長において定めるということになっております。

それでは、暫時休憩をします。

---

休憩 午前 10 時 11 分

---

再開 午前 10 時 15 分

---

#### ○議長（大石哲雄）

再開します。

それでは、事務局より議席を発表します。

事務局長。

#### ○議会事務局長（森岡真輝）

発表します。

1 番、山本哲也議員さん、2 番、正垣耕平議員さん、3 番、家根谷美智子議員さん、4 番、大石哲雄議員さん、5 番、中井照恵議員さん、6 番、吉本和広議員さん、7 番、田上明人議員さん、8 番、松井孝恵議員さん、9 番、樫木正行議員さん、10 番、九鬼裕見子議員さん、11 番、山本明生議員さん、12 番、木本眞次議員さん。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ただいま報告したとおり議席の指定をいたします。

なお、この議席については、向こう4年間の議席といたします。

---

△日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（大石哲雄）

日程第4 会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において1番、山本哲也君、2番、正垣耕平君を指名いたします。

---

△日程第3 会期の決定について

○議長（大石哲雄）

日程第5 会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決しました。

---

△日程第4 選挙第3号

○議長（大石哲雄）

日程第6 選挙第3号、上富田町議会副議長の選挙についてを議題といたします。

この際、暫時休憩したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

暫時休憩といたします。

---

休憩 午前10時16分

---

再開 午前10時26分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

この際、議案の日程の訂正がありますので、事務局長より申し上げます。

○議会事務局長（森岡真輝）

申しわけございません。

日程の訂正をしたいと思います。

先ほど議事進行上で日程第3と言ったやつが日程第1です。それから、日程第4と言ったやつが第2です。日程第5が日程第3、日程第6、副議長の選挙のところですけども、これが日程第4と訂正いたします。よろしく願いいたします。

○議長（大石哲雄）

以上、訂正いたします。

それでは、事務局より上富田町議会副議長の選挙についてを朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

朗読します。

選挙第3号、上富田町議会副議長の選挙について。

地方自治法第103条第1項の規定により、上富田町議会副議長の選挙を行う。

平成30年5月17日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（大石哲雄）

選挙の方法は、指名推選と単記無記名投票があります。いかがいたしましょうか。

（「単記無記名」の声あり）

○議長（大石哲雄）

単記無記名投票でご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

副議長選挙は、単記無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（大石哲雄）

ただいまの出席議員は12名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長（大石哲雄）

1枚めくったところに書いてくださいね。裏に書かないでください。  
投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

配付漏れなしと認めます。  
投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長（大石哲雄）

異状なしと認めます。  
ただいまから投票を行います。  
念のため申し上げます。  
投票は、単記無記名投票であります。  
事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

(議会事務局長点呼、投票)

○議長（大石哲雄）

投票漏れございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

投票漏れなしと認めます。  
投票を終了します。  
開票を行います。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番、田上明人君と10番、九鬼裕見子君を指名いたします。

開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長（大石哲雄）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票10票、無効投票2票。

有効投票中、松井孝恵君10票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、松井孝恵君が上富田町議会副議長に

当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長（大石哲雄）

ただいま上富田町議会副議長に当選されました松井孝恵君が議場におられますので、本席から、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

副議長に松井孝恵君がなられました。新副議長さんに就任のご挨拶をお願いいたします。

○副議長（松井孝恵）

ただいまご紹介をいただきました松井孝恵でございます。一言皆様方にご挨拶申し上げます。

このたび、皆様のご推挙をいただき、副議長という栄職につかせていただくことになり、この上もない光栄と責任の重大さで身の引き締まる思いであります。

甚だ微力ではありますが、議長の真後ろから町政発展のため、開かれた議会を目指して、今後一層努力して全力で頑張る所存でございます。

議員並びに執行部の皆様方の温かいご支援、ご指導をお願い申し上げ、甚だ簡単ではございますけれども、副議長就任のご挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございます。

○議長（大石哲雄）

執行部の方に申し上げます。

これからの議事につきましては、議会の構成ですので退席をしていただき、構成が終わりましたら再度出席をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

---

休憩 午前10時37分

---

再開 午前10時43分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

---

△日程第5 選任第1号

○議長（大石哲雄）



日程第5 選任第1号、上富田町議会常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

各常任委員会委員の皆さん方を事務局より発表します。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

発表します。

総務教育常任委員会に5番、中井照恵議員さん、6番、吉本和広議員さん、4番、大石哲雄議員さん、7番、田上明人議員さん、9番、樫木正行議員さん、12番、木本眞次議員さん。

産業民生常任委員会の委員さんですが、1番、山本哲也議員さん、2番、正垣耕平議員さん、3番、家根谷美智子議員さん、8番、松井孝恵議員さん、10番、九鬼裕見子議員さん、11番、山本明生議員さん。

以上です。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩をいたしますので、それぞれの委員会を開催していただき、委員長、副委員長の選出をお願いします。

委員会は第1委員会室で順次お願いします。初めに総務教育常任委員会、それが終わってから産業民生常任委員会の順でお願いします。

では、暫時休憩をいたします。

---

休憩 午前10時44分

---

再開 午前10時55分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

委員長、副委員長の発表をいたします。

総務教育常任委員長に木本眞次君、副委員長に中井照恵君。

産業民生常任委員長に山本明生君、副委員長に九鬼裕見子君であります。

以上のとおり選出されました。よろしくお願いします。

---

△日程第6 選任第2号

○議長（大石哲雄）

日程第6 選任第2号、上富田町議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

選任第2号、上富田町議会運営委員会委員の選任について。

上富田町議会委員会条例第7条第3項の規定により、上富田町議会運営委員会委員の選任を行う。

選任すべき数、6名。

平成30年5月17日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（大石哲雄）

暫時休憩をいたします。

---

休憩 午前10時57分

---

再開 午前10時59分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

議会運営委員会委員の皆さん方を事務局より発表します。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

発表します。

議会運営委員会委員に5番、中井照恵議員さん、8番、松井孝恵議員さん、9番、樫木正行議員さん、10番、九鬼裕見子議員さん、11番、山本明生議員さん、12番、木本眞次議員さん。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ただいま事務局より発表したとおり、議会運営委員会の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、議長から指名をいたします。

暫時休憩します。

委員会を開催していただき、委員長、副委員長の選出を願いたいと思います。第1委員会室です。

---

休憩 午前10時59分

---

再開 午前11時05分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

委員長、副委員長の発表をいたします。

議会運営委員会委員長に木本眞次君、副委員長に九鬼裕見子君が選出されました。よろしく願いをいたします。

---

△日程第7 選任第3号

○議長（大石哲雄）

日程第7 選任第3号、上富田町議会広報特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局より朗読させます。

○議会事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

選任第3号、上富田町議会広報特別委員会委員の選任について。

上富田町議会広報特別委員会規程第4条の規定により、上富田町議会広報特別委員会委員の選任を行う。

選任すべき数、6名。

平成30年5月17日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（大石哲雄）

議会広報につきましては、平成19年6月14日付で上富田町議会広報特別委員会規程を定め、6名の委員による上富田町議会広報特別委員会を置くとしておりますので、今回設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

まず、委員の選任についてはいかががいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

○議長（大石哲雄）

議長一任の声がありますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

議長一任といたします。

議会広報特別委員会の皆さん方を事務局より発表します。

○議会事務局長（森岡真輝）

発表します。

1番、山本哲也議員、2番、正垣耕平議員、3番、家根谷美智子議員、9番、榎木正行議員、10番、九鬼裕見子議員、11番、山本明生議員。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ただいま事務局より発表したとおり、議会広報特別委員の選任については、上富田町議会広報特別委員会規程第4条の規定により議長から指名し、決定といたしましたので、よろしく願いをいたします。

暫時休憩をしますので、委員長、副委員長の選出をお願いしたいと思います。

暫時休憩します。

---

休憩 午前11時09分

---

再開 午前11時14分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

委員長、副委員長の発表をいたします。

議会広報特別委員会委員長に榎木正行君、副委員長に正垣耕平君が選出されました。よろしく願いします。

暫時休憩します。

---

休憩 午前11時14分

---

再開 午前11時15分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

---

△日程第 8 選挙第 4 号

○議長（大石哲雄）

日程第 8 選挙第 4 号、富田川衛生施設組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

選挙第 4 号、富田川衛生施設組合議会議員の選挙について。

富田川衛生施設組合同規約第 5 条第 2 項の規定により、組合議会議員の選挙を行う。

選挙すべき数、4 名。

平成 30 年 5 月 17 日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

富田川衛生施設組合議会議員に 1 番、山本哲也君、3 番、家根谷美智子君、10 番、九鬼裕見子君、11 番、山本明生君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま指名しました方々を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方々が富田川衛生施設組合議会議員に当選されました。

本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

---

△日程第9 選挙第5号

○議長（大石哲雄）

日程第9 選挙第5号、富田川治水組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

選挙第5号、富田川治水組合議会議員の選挙について。

富田川治水組規約第5条第2項の規定により、組合議会議員の選挙を行う。

選挙すべき数、4名。

平成30年5月17日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

富田川治水組合議員に2番、正垣耕平君、6番、吉本和広君、9番、檜木正行君、11番、山本明生君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました方々を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方々が富田川治水組合議会議員に当選されました。

本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

---

△日程第10 選挙第6号

○議長（大石哲雄）

日程第10 選挙第6号、上大中清掃施設組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

選挙第6号、上大中清掃施設組合議会議員の選挙について。

上大中清掃施設組規約第5条第2項の規定により、組合議会議員の選挙を行う。

選挙すべき数、4名。

平成30年5月17日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

上大中清掃施設組合議員に5番、中井照恵君、7番、田上明人君、8番、松井孝恵君、12番、木本眞次君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました方々を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方々が上大中清掃施設組合議会議員に当選されました。本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

(「議長、ちょっとすみません。質問なんです。今、富田川衛生で山本明生さん……」の声あり)

○議長（大石哲雄）

暫時休憩をいたします。

---

休憩 午前11時21分

---

再開 午前11時21分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

---

△日程第11 選挙第7号

○議長（大石哲雄）

日程第11 選挙第7号、公立紀南病院組合議会議員の補欠選挙についてを議題とい



たします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

**○議会事務局長（森岡真輝）**

朗読します。

選挙第7号、公立紀南病院組合議会議員の補欠選挙について。

公立紀南病院組合規約第7条第2項の規定により、組合議会議員の補欠選挙を行う。

選挙すべき数、2名。

平成30年5月17日、上富田町議会議長。

以上です。

**○議長（大石哲雄）**

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（大石哲雄）**

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（大石哲雄）**

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

本件については、申し合わせにより、現議長と議長による指名した議員をもって充てるということになっておりますので、よろしくお願ひします。

指名します。

公立紀南病院組合議会議員に11番、山本明生君、私、大石を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名しました方々を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました方々が公立紀南病院組合議会議員に当選しました。

本席から、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

---

△日程第12 選挙第8号

○議長（大石哲雄）

日程第12 選挙第8号、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

朗読します。

選挙第8号、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について。

和歌山県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、広域連合議会議員の選挙を行う。

選挙すべき数、1名。

平成30年5月17日、上富田町議会議長。

以上です。

○議長（大石哲雄）

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

本件については、申し合わせにより現議長をもって充てることになっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に私、大石哲雄を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました私、大石哲雄を当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました私、大石哲雄が和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

本席から、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

暫時休憩します。

---

休憩 午前11時25分

---

再開 午前11時25分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

田辺周辺広域市町村圏組合議会議員については、田辺周辺広域市町村圏組合同規約第5条第2項の規定により、議長大石哲雄、副議長松井孝恵君が組合議員となりますので、報告いたします。

---

△日程第13 選挙第9号

○議長（大石哲雄）

日程第13 選挙第9号、紀南環境広域施設組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

事務局より朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

選挙第9号、紀南環境広域施設組合議会議員の選挙について。

紀南環境広域施設組合同規約第5条の規定により、紀南環境広域施設組合議会議員の選挙を行う。

選挙すべき数、2名。

平成30年5月17日、上富田町議会議長。

以上です。

**○議長（大石哲雄）**

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（大石哲雄）**

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りします。

被選挙人の指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（大石哲雄）**

異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

それでは、紀南環境広域施設組合議会議員に私、大石哲雄と産業民生常任委員長の山本明生君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま指名しました方々を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（大石哲雄）**

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました私、大石哲雄と山本明生君が紀南環境広域施設組合議会議員に当選しました。

本席から、会議規則第33条第2項の規定により告知をいたします。

---

#### △日程第14 選出第1号

##### ○議長（大石哲雄）

日程第14 選出第1号、上富田町体育協会理事の選出についてを議題といたします。  
事務局より朗読させます。  
事務局長。

##### ○議会事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。  
選出第1号、上富田町体育協会理事の選出について。  
選出すべき数、2名。  
平成30年5月17日、上富田町議会議長。  
以上です。

##### ○議長（大石哲雄）

選出についてはいかがいたしましょうか。  
（「議長一任」の声あり）

##### ○議長（大石哲雄）

議長一任の声があります。  
これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

##### ○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。  
よって、議長一任といたします。  
上富田町体育協会理事に1番、山本哲也君、2番、正垣耕平君を指名します。  
これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

##### ○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。  
よって、ただいま発表しましたとおり決しました。  
午後1時30分まで昼食休憩といたします。

---

休憩 午前11時28分

---

再開 午前11時35分

---

○議長（大石哲雄）

再開いたします。

失礼をいたしました。1時30分までの昼食休憩という私の言葉は取り消しをさせていただきます。

町長並びに町当局の出席をいただきました。

午後1時30分まで暫時休憩といたします。

---

休憩 午前11時36分

---

再開 午後 1時28分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

町長より発言を求められていますので、これを許可します。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

本臨時会に上程し、ご審議をお願いいたします諸議案につきましては、その概要をご説明申し上げます前に、ただいま各関係法令、条例等の規定に基づき議会構成が組みまされたので、一言ご挨拶を申し上げます。

議長さんには4番、大石哲雄氏が、副議長さんには8番、松井孝恵氏が選出され、また、それぞれの委員会並びに一部事務組合におきましても各議員さんの決定をいただくようになっていくと思います。まことに心強い限りでございます。ここに、改めましてお喜びを申し上げますとともに、今後の議会運営並びに諸活動に対しまして何とぞよろしくお願いを申し上げます。

さて、本臨時会に上程いたします諸議案は、報告事項として条例の一部改正が2件、平成29年度上富田町一般会計、特別会計、補正予算の合わせて9件について専決処分いたしますので、報告し承認を求めるものであります。また、議案として人事案件が1件ございます。

それでは、諸議案につきましてご説明をいたします。

報告第1号、上富田町税条例の一部を改正する条例から報告第11号、平成29年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第4号）までの11件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同法第179条第

3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

報告第1号は、上富田町税条例の一部を改正する条例であります。地方税法の一部を改正する法律が本年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。改正の概要は、固定資産税において平成30年度評価替えに伴う土地に係る税負担の調整等であります。

報告第2号は、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。本条例につきましても、報告第1号と同様に、地方税法の一部を改正する法律が本年4月から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。改正の概要は、国民健康保険の医療費分に係る課税限度額の改正等であります。

次に、報告第3号は、平成29年度上富田町一般会計補正予算（第7号）であります。今回の補正は、各事業費の精査及び平成29年度の実質収支を見込んだ最終予算であり、既定額から2億527万円を減額し、予算総額を59億6,404万4,000円と定め、3月30日付にて専決処分をいたしました。若干の繰り越しが見込まれますとともに、財政調整基金からの繰り入れをすることなく決算できる見込みであります。これは、大変厳しい財政状況の中、議員各位のご理解とご協力のもと、税収の確保や行財政改革に職員が一丸となって取り組んだ成果があらわれたものと評価をしているところであります。

次に、報告第4号から報告第11号までは、平成29年度の各特別会計の補正予算であります。一般会計と同様に各事業費の精査及び平成29年度の実質収支を見込んだ最終予算であり、3月30日付にて専決処分をしています。

議案第48号は、監査委員の選任についてであります。重要人事案件でございますので、選任同意方よろしくお願いを申し上げます。

以上が本臨時会に上程します諸議案の概要であります。詳細につきましては担当課長並びに企画員より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますよう何とぞよろしくお願いをいたします。

○議長（大石哲雄）

ちょっと暫時休憩をします。

---

休憩 午後 1時34分

---

再開 午後 1時34分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

---

△日程第 1 5 報告第 1 号～日程第 2 5 報告第 1 1 号

○議長（大石哲雄）

この際、日程第 1 5 報告第 1 号、上富田町税条例の一部を改正する条例の件から日程第 2 5 報告第 1 1 号、平成 2 9 年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第 4 号）の件まで 1 1 件を一括議題といたします。

各議案の賛否の際、原則として起立であります。檜木議員より挙手の申し出がありますので、これを許可します。

当局より提案理由の説明を求めます。

税務課長、橋本君。

○税務課長（橋本秀行）

よろしく申し上げます。私からは報告第 1 号並びに第 2 号をご説明いたします。

報告第 1 号、専決処分を求めることについて。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

記。

専決第 1 号、上富田町税条例の一部を改正する条例。

平成 3 0 年 5 月 1 7 日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第 1 号、上富田町税条例の一部を改正する条例。

上富田町税条例の一部を別紙のように改正する。

平成 3 0 年 3 月 3 0 日専決、上富田町長奥田誠。

1 ページをお願いします。

上富田町税条例の一部を改正する条例。

上富田町税条例の一部改正。

上富田町税条例の一部を次のように改正する。

以下、改め文を掲載しておりますが、まず条例改正の趣旨及びポイントをご説明いたします。

地方税法の一部を改正する総務省令が平成 3 0 年 3 月 3 1 日に公布されたことに伴い、町税条例の専決処分を執行したので、その報告をし、承認を求めるものでございます。

今回の改正税目は住民税及び固定資産税関係になります。合計で 1 7 条文の改正となっております。時間の都合上、解説のポイントとしては新設を中心に 4 項目に抜粋させ



ていただき、その他の条文につきましては割愛させていただきますので、ご了承よろしくお願いいたします。

改め文につきましては、法制執務の規定上大変見づらくなっておりますので、参考資料の新旧対照表でご説明いたします。

10ページをお願いします。下段のほうになります。

第48条の改正につきましては、第2項及び第3項の新設規定の追加に伴いまして第2項から第7項の字句の整備を行いまして、項番号がそれぞれ2項ずつ繰り下がる項ずれ規定となっております。今は旧のほうで説明しております。

第48条第2項、第3項の新設規定とは、外国小為替合算税制等の改正に伴いまして法人税の税額控除の創設となっております。2項文の中の租税特別措置法第66条の7第4項の規定が、いわゆる国税になる外国子会社の合算税制改正となります。

内容につきましては、外国子会社合算税制等の適用を受ける場合、外国子会社に課せられた所得税等の合計額のうち控除対象所得税相当額を親会社である内国法人の法人税から控除する制度で、その対象に地方法人税を追加するという規定でございます。国、県、市町村という順番に控除して行って、控除し切れなかった金額につきましては住民税の法人税割から控除するという規定でございます。ただし、当町での事例は現在ないため、新設規定の整備となっております。

次に、13ページの下段のほうをお願いします。

第52条の改正につきましては、法人町民税の納期限延長に係る延滞金の計算期間の見直し規定となっております。

次に、14ページをお願いします。

これも新設になります。第1項及び第2項中、字句の整備を行いまして、「第2項」を「第4項」に改め、新設の第2項、第3項並びに第5項、6項の読みかえ規定を追加する規定となっております。

内容につきましては、法定納期限までに納付がされている場合、その後、修正申告等により減額更正、またその後さらに増額更正があった場合、納期限から増額更正の間は延滞金を課さないという規定となっております。ただし、当町での事例はないため、新設の規定となっております。

大分飛んで、次、23ページをお願いします。

これも下段のほうで、附則第10条の3第12項、これも新設規定となります。内容につきましては、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂に対する固定資産税の減額措置の創設でございます。

次ページの第1号から第6号の規定は、24ページです。適用を受ける所有者がすべ

き申告についての規定でございます。引用する法令につきましては、地方税法の附則第11条第1項の規定でございます。

この要件につきましては、バリアフリー法に基づく基準に適合した工事というところでございます。もう一つ要件につきましては、改修後3カ月以内に証明書を添付して町に申告書を提出するという規定でございます。30年4月1日から32年3月31日までの2年間、申告を受け付けるというところでございます。

減額規定につきましては、該当する家屋の固定資産税の3分の1が減額されると。これは、2年度分減額という規定でございます。ただし、現時点での当町での事例はありません。新設規定の整備となっております。

続きまして、25ページ下段をお願いします。

附則第12条第1項から第5項の規定です。これは、宅地等に対して課する平成30年度から32年度までの各年度部分の固定資産税の特例措置でございます。

内容につきましては土地に係る固定資産税の負担調整措置でございます。平成30年度評価替えに伴い、土地に係る負担調整措置の仕組みを3年間継続するという改正でございます。ちょっと専門用語になって申しわけないんですけども、負担調整措置とは、土地の評価額が急激に上昇した場合でも税負担の上昇は緩やかなものになるように、課税標準額を徐々に是正していくという仕組みでございます。したがって、負担調整措置は課税の公平性や税負担の激変緩和の観点から大切な制度であると言えます。

恐れ入りますが、6ページにお戻りください。

附則第1条の施行期日におきましては、この条例は平成30年4月1日から施行するところでございます。

また、附則第2条に法人町民税、第3条には固定資産税に関する経過措置を定めておりますので、恐れ入りますが、お目通しのほどをよろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。何とぞご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして、報告第2号をご説明いたします。

報告第2号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求め。

記。

専決第2号、上富田町国民健康保険税の一部を改正する条例。

平成30年5月17日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第2号、上富田町国民健康保険税の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。

平成30年3月30日専決、上富田町長奥田誠。

1ページをお願いします。

上富田町国民健康保険税の一部を改正する条例。

上富田町国民健康保険税の一部改正。

上富田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

このたび、地方税法施行令の一部を改正する総務省令が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正し専決処分を執行したので、その報告をし、承認を求めるものでございます。

以下、改正条文を掲載しておりますが、新旧対照表のほうがわかりやすいかと思えますので、3ページをお願いいたします。

それでは、改正内容をご説明いたします。

第2条第1項の改正は、国民健康保険法の改正により平成30年4月1日より国民健康保険制度は県が財政運営の責任主体となるため、この改正にあわせた地方税法における所要規定の整備でございます。

なお、新制度においては県から市町村ごとに納付金が賦課されまして、その納付に要する費用に充てるため、市町村は国民健康保険税を徴収することになります。また、後期高齢者支援金及び介護納付金につきましては県が納付することになるため、これに要する費用を納付金として各市町村から徴収することになります。この改正に伴いまして、基礎課税額、後期高齢者支援等課税額及び介護納付金課税額につきましては、課税目的の定義が見直される改正となっております。

下段の第1号の改正につきましては基礎課税額の定義の規定でございます。内容は割愛させていただきます。

4ページをお願いします。

第2号につきましては後期高齢者支援金等課税額の定義の見直しでございます。

第3号につきましては介護納付金課税額の定義規定の見直しでございます。

続きまして、第2条の第2項、その下です。4ページです。

この改正につきましては、経済動向等を踏まえ、国民健康保険税の医療保険賦課額に係る限度額が「54万円」から「58万円」に引き上げられます。ご存じかと思いますが、国民健康保険税は医療の給付に対する税の負担が過度にならないように政令で上限が定められておりまして、市町村は政令で定められた額を上限としまして、条例で課税限度額を規定することとなっております。

次に、6ページをお願いいたします。

第23条の改正内容につきましてご説明いたします。

国民健康保険は応益割、応能割の合計額によって課税されておるんですけども、低所得者及び担税力が特に不足している被保険者を救済するために、世帯の合計所得が一定額以下の場合には応益割の部分、いわゆる被保険者の均等割額、平等割納税額につきまして、原則7割、5割、2割の軽減措置をとっております。第2号の改正につきましては、軽減判定の基準の5割軽減判定の部分の見直しでございます。5割の軽減判定世帯の被保険者数に乗ずるべき加算額を「27万円」から5,000円引き上げ、「27万5,000円」とします。

次に、第3号の2号軽減対象者の世帯につきまして、加算額を「49万円」から1万円引き上げ「50万円」とする改正となりまして、軽減対象者を拡充する措置を講ずるものでございます。

具体的な例をいいますと、3人世帯で5割軽減対象となる給与収入の場合でいいますと、現行では年収188万4,000円未満でしたところ、改正後は190万8,000円未満の方が拡大されたという改正になります。数字的には2万4,000円の増額という一例でございます。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。

附則第1条の施行期日におきましては、この改正は平成30年4月1日から施行するということでございます。

また、附則第2条には適用区分の規定を掲載しておりますので、お目通しをよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（大石哲雄）**

総務政策課企画員、中島君。

**○総務政策課企画員（中島正博）**

よろしくお願いいたします。私からは報告第3号につきまして説明をいたします。

報告第3号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求め。

記。

専決第3号、平成29年度上富田町一般会計補正予算（第7号）。

平成30年5月17日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

専決第3号、平成29年度上富田町一般会計補正予算（第7号）。

平成29年度上富田町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。  
歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億527万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億6,404万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更、廃止は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年3月30日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正です。

歳入につきましては、1款町税では、既定額に今回205万6,000円を追加し、15億8,570万8,000円と定めてございます。

2款地方譲与税では、既定額に132万8,000円を追加。

3款利子割交付金では、既定額に244万3,000円を追加。

4款配当割交付金では、既定額から104万3,000円を減額。

5款株式等譲渡所得割交付金では、既定額に69万7,000円を追加。

6款地方消費税交付金では、既定額に2,273万円を追加。

7款ゴルフ場利用税交付金では、既定額から326万1,000円を減額。

8款自動車取得税交付金では、既定額に780万8,000円を追加。

9款地方特例交付金では、既定額に208万円を追加。

10款地方交付税では、既定額に7,921万5,000円を追加。

11款交通安全対策特別交付金では、既定額から41万円を減額。

12款分担金及び負担金では、既定額に65万3,000円を追加。

次のページをお願いします。

13款使用料及び手数料では、既定額から1,452万3,000円を減額。

14款国庫支出金では、既定額から3,937万9,000円を減額。

15款県支出金では、既定額から1,806万7,000円を減額。

16款財産収入では、既定額から902万9,000円を減額。

17款寄附金では、既定額に977万円を追加。

18款繰入金では、既定額から1億5,054万3,000円を減額。

20款諸収入では、既定額に3,137万9,000円を追加。

21款町債では、既定額から1億2,918万1,000円を減額。

以上、歳入合計では、既定額から今回2億527万円を減額し、59億6,404万4,000円と定めてございます。

次のページをお願いします。

歳出につきまして、1款議会費では、既定額から今回207万8,000円を減額し、8,202万1,000円と定めてございます。

2款総務費では、既定額に1,270万3,000円を追加。

3款民生費では、既定額から7,484万6,000円を減額。

4款衛生費では、既定額から3,335万2,000円を減額。

5款農林水産業費では、既定額から2,686万1,000円を減額。

6款商工費では、既定額から403万円を減額。

7款土木費では、既定額から3,865万7,000円を減額。

次のページをお願いします。

8款消防費では、既定額から122万1,000円を減額。

9款教育費では、既定額から2,801万5,000円を減額。

10款災害復旧費では、既定額から185万9,000円を減額。

11款公債費では、既定額から705万4,000円を減額。

以上、歳出合計では、既定額から今回2億527万円を減額し、59億6,404万4,000円と定めてございます。

次のページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

まず、変更です。

庁舎整備事業につきましては、限度額から1,210万円を減額し1億4,630万円に。

紀南環境広域最終処分場建設事業につきましては、限度額を60万円減額し1,370万円に。

道路橋梁等整備事業につきましては、限度額を820万円減額し290万円に。

公営住宅整備事業につきましては、限度額を1,570万円減額し2,030万円に。

消防施設整備事業につきましては、限度額を320万円減額し4,420万円に。

学校給食施設整備事業につきましては、限度額を6,340万円減額し6,830万円に。

臨時財政対策債につきましては、限度額を471万9,000円追加し2億1,471万9,000円に。

地方創生事業につきましては、限度額を10万円減額し260万円に。

文化会館整備事業につきましては、限度額を20万円減額し250万円に。

公共土木施設災害復旧事業につきましては、限度額を40万円減額し120万円としてございます。

次のページをお願いいたします。

廃止では、災害援助資金につきましては限度額350万円を、地方道路等整備事業につきましては限度額2,650万円を、それぞれ該当がないため廃止といたしております。廃止いたしましたので、限度額、起債の方法、利率、償還の方法、それぞれ記載を横棒としております。

次、9ページをお願いいたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、今回の補正は各事業費の精査及び実質収支を見込んだ最終補正です。このページから11ページまでにつきましては、お目通しをお願いいたします。

それでは、各内訳につきまして歳出から説明させていただきますので、40ページをお願いいたします。

歳出につきまして、1款議会費では、各経費の精査により既定額から207万8,000円を減額し、8,202万1,000円と定めてございます。

2款総務費の一般管理費では、既定額に2,571万5,000円を追加し、5億7,076万9,000円と定めてございます。これは、各経費の精査により2,428万5,000円を減額いたしました。学校給食センターの建設に当たり借入した地方債の償還に備え、減債基金に5,000円繰り入れを追加したものでございます。

42ページをお願いいたします。

財産管理費は、補正額はございませんが、財源内訳の変更を行っております。

防災対策費では468万5,000円を減額、主なものといたしましては、住宅耐震改修費補助金258万2,000円ほかを減額してございます。

44ページをお願いいたします。

交通安全対策費では、経費の精査により228万6,000円を減額。

企画費では、経費の精査により88万2,000円を減額。

みんなが学んで花ひらく口熊野かみとんだ事業では、これも経費の精査により1,202万4,000円を追加してございます。

46ページをお願いいたします。

人権推進費では、経費の精査により15万円を減額。

男女共同参画社会推進費では、経費の精査により9万8,000円を減額。

地籍調査費では、経費の精査により1,316万円を減額しております。

賦課徴収費では、経費の精査により92万2,000円を減額しております。

48ページをお願いいたします。

戸籍住民基本台帳費では、経費の精査により190万9,000円を減額しております。

50ページをお願いいたします。

選挙管理委員会費では、経費の精査により9万6,000円を減額。

町長選挙費では、経費の精査により1万3,000円を追加。

衆議院議員総選挙費では、経費の精査により81万6,000円を減額しております。

52ページをお願いいたします。

基幹統計調査費では、経費の精査により2,000円を追加いたしております。

監査委員費では、経費の精査により4万7,000円を減額しております。

3款民生費の社会福祉総務費では、1,002万6,000円を減額しています。主なものといたしましては、55ページをお願いいたします。特別会計介護保険繰出金917万7,000円を減額しております。

54ページをお願いします。

老人福祉費では、経費の精査により96万9,000円を減額。

障害福祉費では、経費の精査により1,391万8,000円を減額しております。

56ページをお願いいたします。

社会・児童福祉医療費では、経費の精査により1,349万9,000円の減額。主なものといたしましては、重度心身障害者医療費等の扶助費で1,057万4,000円、特別会計国民健康保険事業繰出金等の繰出金で263万7,000円減額してございます。

臨時福祉給付金等給付事業では、過年度分の臨時福祉給付金の返還金がありまして、3万4,000円追加しております。

児童福祉総務費では、経費の精査により55万1,000円を減額してございます。

58ページをお願いいたします。

保育所運営費では、経費の精査により1,509万2,000円を減額しております。

児童措置費では、経費の精査により877万5,000円を減額しております。

災害救助費では、1,205万円全額を減額しました。該当がないものですから全額を減額しております。

60ページをお願いいたします。

4款衛生費の保健衛生総務費では、801万4,000円を減額いたしました。主なものといたしましては、妊婦健康診査委託料ほかの委託料で323万1,000円、特



別会計診療所事業繰出金で255万3,000円の減額をしております。

予防費では797万5,000円を減額。主なものといたしましては、予防接種委託料、その他の委託料の減額720万円等でございます。

62ページをお願いいたします。

環境衛生費では、経費の精査により69万8,000円を減額しております。

清掃総務費では、経費の精査により1,666万5,000円を減額しております。

64ページをお願いいたします。

5款農林水産業費の農業委員会費では、経費の精査により26万6,000円を減額。農業総務費では、2,455万8,000円の減額。主なものといたしましては、特別会計農業集落排水事業繰出金2,382万6,000円の減額になってございます。

農業振興費では、経費の精査により53万8,000円を減額いたしました。

66ページをお願いいたします。

土地改良施設維持管理適正化事業費では、補正はございませんが、財源の内訳の変更を行っております。

農村地域防災減災事業費では、経費の精査により5,000円を減額しております。

林業総務費では、経費の精査により149万4,000円を減額しております。

68ページをお願いいたします。

6款商工費の商工総務費では、経費の精査により403万円を減額いたしました。

7款土木費の土木総務費では、経費の精査により146万4,000円を減額いたしました。

70ページをお願いいたします。

道路橋梁総務費では、経費の精査により76万円を減額。

道路橋梁維持費では、経費の精査により273万1,000円を減額。

社会資本整備総合交付金事業費では、経費の精査により156万7,000円を減額いたしました。

河川総務費では、経費の精査により17万8,000円を減額。

河川改良費では、経費の精査により118万9,000円を減額いたしました。

72ページをお願いいたします。

都市計画費では、893万8,000円を追加。これは、特別会計公共下水道事業への繰出金895万8,000円が追加したものでございます。

住宅管理費では、3,970万6,000円を減額。主なものとしては、住宅改良、住宅修理、工事請負費3,152万7,000円の減額等となっております。

8款消防費、常備消防費では、23万7,000円を追加いたしました。右の修繕料

85万円の追加が主なものでございます。

74ページをお願いします。

非常備消防費では、経費の精査により130万8,000円の減。

水防費では、経費の精査により15万円減額いたしました。

76ページをお願いいたします。

9款教育費の教育委員会費では、経費の精査により11万3,000円を減額。

事務局費では、13万4,000円追加いたしました。

2項小学校費の学校管理費では、経費の精査により36万4,000円を減額いたしました。

78ページをお願いいたします。

教育振興費では、経費の精査により3万円を減額いたしました。

3項中学校費の学校管理費では、経費の精査により226万4,000円を減額。

教育振興費では、経費の精査により41万5,000円を減額いたしました。

80ページをお願いいたします。

4項社会教育費の社会教育総務費では、経費の精査により46万1,000円を減額。

生涯学習事業費では、経費の精査により39万7,000円を減額いたしました。

82ページをお願いいたします。

公民館運営費では、経費の精査により280万6,000円を減額。

人権教育推進費では、経費の精査により6万3,000円を減額。

青少年対策費では、経費の精査により9万4,000円を減額いたしました。

84ページをお願いいたします。

児童館運営費では、経費の精査により54万7,000円を減額。

放課後児童対策費では、経費の精査により100万9,000円を減額。

図書館運営費では、経費の精査により16万6,000円を減額しております。

86ページをお願いします。

文化会館運営費では、経費の精査により126万1,000円を減額いたしました。

保健体育総務費では、経費の精査により305万6,000円を減額いたしました。

88ページをお願いいたします。

体育施設管理費では、経費の精査により656万7,000円を減額いたしました。

学校給食施設整備事業費では、経費の精査により852万4,000円を減額。

学校給食管理費では、経費の精査により1万2,000円を減額いたしました。

90ページをお願いいたします。

10款災害復旧費の1項農林水産施設災害復旧費です。単独災害復旧事業費では、経

費の精査により1万5,000円を追加いたしております。

2項公共土木施設災害復旧費の単独災害復旧事業費では、経費の精査により51万円を減額。

現年発生公共土木施設災害復旧事業費では、経費の精査により136万4,000円を減額いたしました。

11款公債費の元金では、85万4,000円を追加。

利子では、790万8,000円を減額いたしました。

次の92ページ、93ページにつきましては、今回の補正に係る給与費明細書となっております。恐れ入りますが、お目通しをお願いいたします。

続きまして、歳入について説明させていただきますので、12ページをお願いいたします。

2、歳入につきましては、今回の補正に係る財源となっております。

1款町税では、個人住民税で既定額に3,500万円を追加。

法人町民税では、2,380万円を減額いたしました。

町たばこ税では、914万4,000円を減額いたしております。

2款地方譲与税では、地方揮発油譲与税で25万6,000円を追加。

自動車重量譲与税で107万2,000円を追加。

3款利子割交付金では、244万3,000円を追加しております。

14ページをお願いいたします。

4款配当割交付金では、104万3,000円を減額いたしました。

5款株式等譲渡所得割交付金では、69万7,000円を追加しております。

6款地方消費税交付金では、2,273万円を追加しております。

7款ゴルフ場利用税交付金では、326万1,000円を減額しております。

16ページをお願いいたします。

8款自動車取得税交付金では、780万8,000円を追加しております。

9款地方特例交付金では、208万円を追加しております。

10款地方交付税では、7,921万5,000円を追加しております。

11款交通安全対策特別交付金では、41万円を減額しております。

12款分担金及び負担金では、民生費負担金で246万3,000円を減額。

18ページをお願いいたします。

土木費負担金で226万円を追加。

農林業費負担金で65万5,000円を追加いたしました。

災害復旧費分担金で20万1,000円を追加いたしております。

13款使用料及び手数料では、民生使用料で9,000円を減額。  
農林業使用料で2万7,000円を追加。  
20ページをお願いします。  
土木使用料で802万円を減額。  
教育使用料で634万5,000円を追加いたしております。  
2項手数料です。総務手数料で10万円を追加。  
衛生手数料で1,398万2,000円を減額。  
農林業手数料で1万1,000円を追加。  
土木手数料で100万5,000円を追加しております。  
22ページをお願いいたします。  
14款国庫支出金では、合計して956万7,000円を減額しております。  
2項国庫補助金では、24ページをお願いします。合計して2,425万9,000円を減額しております。  
26ページをお願いいたします。  
3項委託金では、合計して555万3,000円を減額いたしました。  
15款県支出金では、1項県負担金で合計して287万7,000円を減額いたしました。  
28ページをお願いします。  
2項県補助金では、合計の金額は30ページをお願いいたします。1,511万1,000円を減額いたしました。  
3項県支出金の委託金は、合計いたしまして9,000円を減額いたしました。  
16款財産収入、1項財産運用収入の利子及び配当金で5万8,000円を減額。  
2項財産売払収入の合計で、32ページをお願いします。896万4,000円を減額いたしました。  
17款寄付金では、合計いたしまして977万円を追加いたしております。  
18款繰入金では、基金繰入金の合計で、34ページをお願いします。1億5,054万3,000円を減額いたしました。  
20款諸収入では、1項延滞金、加算金及び過料で1,000円を減額いたしました。  
2項雑入では、合計いたしまして、36ページをお願いします。3,138万円を追加いたしました。  
21款町債では、各事業の精査によりまして、合計、38ページをお願いします。1億2,918万1,000円を減額いたしました。  
以上が3月30日付をもって専決した内容でございます。何とぞご承認賜りますよう

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大石哲雄）

原君。

○住民生活課長（原 宗男）

よろしくお願ひいたします。私からは報告第4号から報告第7号までご説明をいたします。

報告第4号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めらる。

記。

専決第4号、平成29年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）。

平成30年5月17日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願ひします。

専決第4号、平成29年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）。

平成29年度上富田町の特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8,540万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7,863万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月30日専決、上富田町長奥田誠。

なお、この会計における3月末の国民健康保険加入世帯は2,503世帯です。被保険者数は4,190人となっております。

次のページをお願ひします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1款国民健康保険税では、補正前の額から1,557万7,000円を減額し、4億6,889万4,000円と定めています。

2款使用料及び手数料では、補正前の額に7万6,000円を追加。

3款国庫支出金では、補正前の額から3,783万3,000円を減額。

4款療養給付費交付金では、補正前の額から1,861万4,000円を減額。

5款前期高齢者交付金では、補正前の額に5,334万6,000円を追加。

6 款県支出金では、補正前の額から 1, 4 0 1 万 9, 0 0 0 円を減額。

7 款共同事業交付金では、補正前の額から 4, 4 1 2 万 6, 0 0 0 円を減額。

9 款繰入金では、補正前の額から 1, 3 0 2 万 8, 0 0 0 円を減額。

1 1 款諸収入では、補正前の額に 4 3 7 万 5, 0 0 0 円を追加。

歳入合計では、補正前の額から 8, 5 4 0 万円を減額し、2 1 億 7, 8 6 3 万 1, 0 0 0 円と定めています。

3 ページをお願いします。

歳出です。

1 款総務費では、補正前の額から 7 0 3 万 7, 0 0 0 円を減額し、4, 0 9 0 万 3, 0 0 0 円と定めています。

2 款保険給付費では、補正前の額から 1, 0 7 7 万 2, 0 0 0 円を減額。

3 款後期高齢者支援金等では、補正前の額から 8 4 8 万 5, 0 0 0 円を減額。

4 款前期高齢者納付金等では、補正前の額から 1 万 3, 0 0 0 円を減額。

5 款老人保健拠出金では、補正前の額から 1 1 万 5, 0 0 0 円を減額。

6 款介護納付金では、補正前の額から 1, 9 4 7 万 1, 0 0 0 円を減額。

7 款共同事業拠出金では、補正前の額から 8, 6 8 8 万 4, 0 0 0 円を減額。

8 款保健事業費では、補正前の額から 7 7 万 4, 0 0 0 円を減額。

9 款基金積立金では、補正前の額に 5, 0 0 0 万 1, 0 0 0 円を追加。

1 0 款公債費では、補正前の額から 7 5 万円を減額。

4 ページをお願いします。

1 1 款諸支出金では、補正前の額から 1 0 万円を減額。

1 2 款予備費では、補正前の額から 1 0 0 万円を減額。

歳出合計では、補正前の額から 8, 5 4 0 万円を減額し、2 1 億 7, 8 6 3 万 1, 0 0 0 円と定めています。

次の 5 ページから 7 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく願いいたします。

8 ページ、9 ページをお願いします。

2、歳入でございます。

1 款国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税では、1, 0 4 8 万 7, 0 0 0 円を減額。

2 目退職被保険者等国民健康保険税では、5 0 9 万円を減額。

1 0 ページ、1 1 ページをお願いします。

2 款使用料及び手数料、1 目督促手数料では、7 万 6, 0 0 0 円を追加。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金では、2,756万9,000円を減額。主なもので、療養給付費負担金1,973万5,000円を減額してございます。

2目高額医療費共同事業負担金では、210万4,000円を減額。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金では、378万円を減額。主なもので、普通調整交付金274万円を減額してございます。

12ページ、13ページをお願いします。

1目準備事業費補助金では、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金438万円を減額してございます。

4款療養給付費交付金では、1,861万4,000円を減額。

5款前期高齢者交付金では、5,334万6,000円を減額。

6款県支出金、1項県負担金、1目高額医療費共同事業負担金では、210万4,000円を減額。

14ページ、15ページをお願いします。

3目県調整交付金では、1,243万7,000円を減額。普通調整交付金と特別調整交付金をそれぞれ措置してございます。

2項県補助金、1目財政対策補助金では、県費補助金、老人医療費と重度心身障害者医療費分52万2,000円を追加措置してございます。

7款共同事業交付金、1目共同事業交付金では、1,921万3,000円を追加。主なもので、高額医療費共同事業交付金1,839万円を措置してございます。

2目保険財政共同安定化事業交付金では、6,333万9,000円を減額。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金では、230万6,000円を減額。主なもので、職員給与費等繰入金178万3,000円を減額してございます。

16、17ページをお願いします。

2項基金繰入金、1目国民健康保険基金繰入金では、1,072万2,000円を減額。

11款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料では、合計で233万6,000円を追加。

2項雑入では、合計で203万9,000円を追加しています。

18ページ、19ページをお願いします。

3、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、633万8,000円を減額。

2項徴税费、1目賦課徴収費では、66万1,000円を減額。

3項運営協議会費、1目運営協議会費では、3万8,000円を減額してございます。いずれも、それぞれの経費の精査を行ったものでございます。

20、21ページをお願いします。

2款保険給付費、1項療養諸費では、合計で860万円を減額。それぞれ精査を行ってございます。

2項高額療養費では、22、23ページをお願いします。合計で220万円を減額。同じくそれぞれの精査を行ってございます。

3項移送費につきましては、給付がありませんので、2万円全額を減額しゼロ円としてございます。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金では、1万8,000円を追加し841万8,000円と定めてございます。件数では21件となります。

5項葬祭諸費、1目葬祭費では、3万円を追加し78万円と定めてございます。件数は26件でございます。

24、25ページをお願いします。

3款後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金では、848万5,000円を減額。

4款前期高齢者納付金等、2目前期高齢者関係事務費拠出金では、1万3,000円を減額。

5款老人保健拠出金では、合計で11万5,000円を減額。

6款介護納付金では、1,947万1,000円を減額してございます。

いずれも、科目の額の決定により減額したものでございます。

26、27ページをお願いします。

7款共同事業拠出金では、合計で8,688万4,000円を額の決定により減額してございます。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費では、8万円を減額。所要の経費の精査を行ったものでございます。

2項保健事業費、1目保健衛生普及費では、28ページ、29ページをお願いします。69万4,000円を減額してございます。同じく所要の経費の精査を行ってございます。

9款基金積立金、1目国民健康保険基金積立金では、5,000万1,000円を追加してございます。

10款公債費、1目利子では、一時借入金をしていませんので75万円全額を減額してございます。

11款諸支出金、2目退職被保険者等保険税還付金では、10万円を減額。



30、31ページをお願いします。

12款予備費では、100万円を全額減額してございます。

32ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続いて、報告第5号についてご説明いたします。

報告第5号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求め。

記。

専決第5号、平成29年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第4号）。

平成30年5月17日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第5号、平成29年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第4号）。

平成29年度上富田町の特別会計介護保険補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,465万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9,790万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年3月30日専決、上富田町長奥田誠。

なお、この会計における3月末の第1号被保険者数は3,970人で、認定者数は第1号被保険者で881人、第2号被保険者で25人となっております。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1款保険料では、補正前の額から1,487万5,000円を減額し、2億5,383万3,000円と定めています。

2款使用料及び手数料では、補正前の額に2万5,000円を追加。

3款国庫支出金では、補正前の額から243万1,000円を減額。

4 款支払基金交付金では、補正前の額から 2, 269 万 5, 000 円を減額。

5 款県支出金では、補正前の額に 66 万円を追加。

6 款財産収入では、補正前の額から 1, 000 円を減額。

7 款繰入金では、補正前の額から 917 万 7, 000 円を減額。

9 款諸収入では、補正前の額に 51 万 1, 000 円を追加。

10 款町債では、補正前の額から 667 万 6, 000 円を減額。

歳入合計では、補正前の額から 5, 465 万 9, 000 円を減額し、14 億 9, 790 万 7, 000 円と定めています。

3 ページをお願いします。

歳出でございます。

1 款総務費では、補正前の額から 68 万 5, 000 円を減額し、3, 951 万 4, 000 円と定めています。

2 款保険給付費では、補正前の額から 4, 497 万 1, 000 円を減額。

3 款公債費では、補正前の額から 150 万円を減額。

4 款地域支援事業費では、補正前の額から 716 万 4, 000 円を減額。

5 款諸支出金では、補正前の額から 33 万 9, 000 円を減額。

歳出合計では、補正前の額から 5, 465 万 9, 000 円を減額し、14 億 9, 790 万 7, 000 円と定めています。

4 ページをお願いします。

第 2 表地方債補正。

変更でございます。

起債の目的は、1、財政安定化基金貸付金でございます。補正前は限度額を 3, 067 万 6, 000 円としていましたが、補正後では 2, 400 万円に変更してございます。

起債の方法、利率、償還の方法は、変更はございません。

次の 5 ページから 7 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしく願いいたします。

8 ページ、9 ページをお願いします。

2、歳入です。

1 款保険料、1 目第 1 号被保険者保険料では、1, 487 万 5, 000 円を減額。

2 款使用料及び手数料、1 目督促手数料では、2 万 5, 000 円を追加。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費負担金では、295 万 2, 000 円を減額。

2 項国庫補助金では、合計で 52 万 1, 000 円を追加。

4款支払基金交付金では、次の10ページ、11ページをお願いします。合計で2,269万5,000円を減額。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金では、60万3,000円を追加。

2項県補助金では、合計で5万7,000円を追加。

6款財産収入、1目利子及び配当金では、介護給付費準備基金預金利子1,000円を減額してございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金では、12ページ、13ページをお願いします。合計で917万7,000円を減額しています。

9款諸収入、1項雑入では、合計で51万1,000円を追加。

10款町債、1目財政安定化基金貸付金では、667万6,000円を減額し2,400万円と定めてございます。

14ページ、15ページをお願いします。

3、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、43万8,000円を減額。それぞれ所要の経費の精査を行ってございます。

2項徴収費、1目賦課徴収費では、18万5,000円を減額。

3項介護認定調査費、1目認定調査費では、6万2,000円を減額。いずれも所要の経費の精査を行ってございます。

16、17ページをお願いします。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費では、合計でそれぞれの精査を行い3,038万7,000円を減額しています。

18ページ、19ページをお願いします。

2項介護予防サービス等諸費では、合計でそれぞれの精査を行い、779万7,000円を減額してございます。

3項その他諸費では、審査支払い手数料18万円を減額してございます。

20、21ページをお願いします。

4項高額介護サービス等費では、合計で149万1,000円を減額。

5項高額医療費合算介護サービス等費では、126万6,000円を減額。

6項特定入所者介護サービス等費では、合計で385万円を減額。いずれも精査を行い減額したものでございます。

22ページ、23ページをお願いします。

3款公債費、1目利子では、一時借入金をしていませんので150万円全額を減額し

てございます。

4款地域支援事業費、1項介護予防・日常生活支援総合事業費では、それぞれの所要の経費の精査を行い、合計で660万5,000円を減額してございます。

24、25ページをお願いします。

2項包括的支援事業任意事業費につきましても、それぞれの所要の経費の精査により、26、27ページをお願いします。合計で55万9,000円を減額しています。

5款諸支出金、2目保険料還付金では、過年度保険料還付金33万9,000円を減額してございます。

次の28、29ページの給与費明細書につきましては、恐れ入りますがお目通しのほど、よろしくお願いたします。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、報告第6号についてご説明いたします。

報告第6号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求め。

記。

専決第6号、平成29年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第4号）。

平成30年5月17日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第6号、平成29年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第4号）。

平成29年度上富田町の特別会計後期高齢者医療補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ40万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,352万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月30日専決、上富田町長奥田誠。

なお、この会計における3月末の被保険者数は2,009人となっています。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございませ。

1款保険料では、補正前の額から14万4,000円を減額し、9,369万2,0

000円と定めています。

2款使用料及び手数料では、補正前の額に5,000円を追加。

3款繰入金では、補正前の額から33万1,000円を減額。

5款諸収入では、補正前の額に6万5,000円を追加。

歳入合計では、補正前の額から40万5,000円を減額し、2億8,352万1,000円と定めています。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費では、補正前の額から14万4,000円を減額し、1,111万8,000円と定めています。

2款後期高齢者医療広域連合納付金では、補正前の額から14万3,000円を減額。

3款保健事業費につきましては、財源の変更によるものであり、補正額はございません。

4款公債費では、補正前の額から18万8,000円を減額。

5款諸支出金では、補正前の額に7万円を追加。

歳出合計では、補正前の額から40万5,000円を減額し、2億8,352万1,000円と定めています。

5ページをお願いします。

5ページから7ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

8ページ、9ページをお願いします。

2、歳入です。

1款保険料、1目後期高齢者保険料では、14万4,000円を減額。

2款使用料及び手数料、1目督促手数料では、5,000円を追加。

3款繰入金、1目一般会計繰入金では、33万1,000円を減額。

5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目過料では、1,000円を減額。

2項雑入、1目雑入では、6万6,000円を追加しています。

10ページ、11ページをお願いします。

3、歳出です。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、精査により消耗品7万4,000円を減額してございます。

2項徴収費、1目徴収費では、精査により通信運搬費7万円を減額してございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金では、14

万3,000円を減額。徴収保険料拠出金を減額してございます。

3款保健事業費については、補正はございません。

4款公債費、1目旅費では、一時借入金をしておりませんので、18万8,000円を全額減額してございます。

12ページ、13ページをお願いします。

5款諸支出金、1目保険料還付金では、過年度保険料還付金7万円を追加してございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて、報告第7号についてご説明いたします。

報告第7号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めらる。

記。

専決第7号、平成29年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第1号）。

平成30年5月17日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第7号、平成29年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第1号）。

平成29年度上富田町の特別会計診療所事業補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ690万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,216万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月30日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございませう。

1款診療収入では、補正前の額から433万8,000円を減額し、1,615万6,000円と定めていませう。

2款使用料及び手数料では、補正前の額から8,000円を減額。

3款繰入金では、補正前の額から255万3,000円を減額。

4款諸収入では、補正前の額から2,000円を減額。

歳入合計では、補正前の額から690万1,000円を減額し、3,216万3,000円と定めています。

歳出です。

1款総務費では、補正前の額から260万3,000円を減額し、2,919万1,000円と定めています。

2款医業費では、補正前の額から407万3,000円を減額。

3款公債費では、補正前の額から22万5,000円を減額。

歳出合計では、補正前の額から690万1,000円を減額し、3,216万3,000円と定めています。

次の3ページから5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますが、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

6ページ、7ページをお願いします。

2、歳入。

1款診療収入、1項外来収入では、合計で264万9,000円を減額。

2項その他の診療収入、1目一般診療及び諸検査等では、168万9,000円を減額。

2款使用料及び手数料、1目手数料では、診断書等交付手数料8,000円を減額しています。

3款繰入金、1目一般会計繰入金では、255万3,000円を減額しています。

8ページ、9ページをお願いします。

4款諸収入、1目雑入では、飲料水自動販売機売上手数料2,000円を減額しています。

10ページ、11ページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費、1目一般管理費では、所要の経費の精査により260万3,000円を減額しています。

2款医業費につきましても、所要の経費の精査を行い、12、13ページをお願いします。合計で407万3,000円を減額してございます。

3款公債費、1目利子では、一時借入金をしていませんので22万5,000円全額を減額してございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

産業建設課企画員、三浦君。

○産業建設課企画員（三浦 誠）

よろしく申し上げます。私からは報告第8号をご説明申し上げます。

報告第8号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めらる。

記。

専決第8号、平成29年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第4号）。

平成30年5月17日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第8号、平成29年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第4号）。

平成29年度上富田町の特別会計宅地造成事業補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2億5,453万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,554万円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月30日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入です。

2款諸収入、補正前の額から2億5,453万4,000円を減額し、4億6,553万8,000円と定めています。

歳入合計では、補正前の額から2億5,453万4,000円を減額し、4億6,554万円と定めています。

続きまして、歳出です。

1款宅地造成費、補正前の額から2億4,965万9,000円を減額し、1億6,546万5,000円と定めています。

2款公債費、補正前の額から487万5,000円を減額し、ゼロ円としています。

歳出合計では、補正前の額から2億5,453万4,000円を減額し、4億6,554万円と定めています。

次の3ページから5ページの事項別明細書につきましては、お目通しをお願いいたします。



6 ページ、7 ページをお願いいたします。

2、歳入です。

2 款諸収入、1 項収益事業収入及び雑入、1 目宅地造成事業収入、補正前の額から 2 億 5, 9 4 5 万円を減額し、4 億 5, 6 3 2 万 7, 0 0 0 円と定めています。

1 節宅地分譲収入では、2 億 5, 9 2 4 万 4, 0 0 0 円の減額です。一般保有土地の土地売却収入の減額となっています。2 節財産貸付収入では、2 0 万 6, 0 0 0 円の減額です。財産貸付料の減額となっています。

2 目雑入、補正前の額に 4 9 1 万 6, 0 0 0 円を追加し、9 2 1 万 1, 0 0 0 円と定めています。

合計としまして、補正前の額から 2 億 5, 4 5 3 万 4, 0 0 0 円を減額し、4 億 6, 5 5 3 万 8, 0 0 0 円と定めています。

それでは、8 ページ、9 ページをお願いします。

3、歳出です。

1 款宅地造成費、1 項宅地造成管理費、1 目宅地造成事業、補正前の額から 2 億 4, 6 4 7 万円を減額し、1 億 4, 7 8 7 万 5, 0 0 0 円と定めています。

1 1 節需要費で 3 4 万 6, 0 0 0 円の減額。1 2 節役務費で 5 4 万 2, 0 0 0 円の減額。1 3 節委託料で、3 7 万 1, 0 0 0 円の減額。1 5 節工事請負費で 9, 1 8 8 万円の減額。宅地造成工事請負費です。1 7 節公有財産購入費で 1 億 5, 3 3 3 万 1, 0 0 0 円の減額、土地購入費です。

2 目残土処理事業費、補正前の額から 3 1 8 万 9, 0 0 0 円減額し、1, 7 5 9 万円と定めています。

1 3 節委託料で 1 5 0 万円の減額。1 5 節工事請負費で 1 6 8 万 9, 0 0 0 円の減額。残土処分場工事請負費です。

続きまして、公債費、1 項公債費、1 目利子、補正前の額から 4 8 7 万 5, 0 0 0 円を減額し、ゼロ円と定めています。一時借入金の利子の減額でございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

上堀君。

○教育委員会生涯学習課長（上堀公嗣）

私からは報告第 9 号についてご説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

報告第 9 号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

記。

専決第9号、平成29年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第3号）。

平成30年5月17日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第9号、平成29年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第3号）。

平成29年度上富田町の特別会計奨学事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,835万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月30日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

2款繰越金、1項繰越金、補正前の額から1,000円を減額。

3款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料で補正前の額から1,000円を減額。

歳入合計では、補正前の額から2,000円を減額して1,835万3,000円と定めております。

歳出では、1款総務費、1項総務管理費で補正前の額から2,000円を減額。

歳出合計も同じく、補正前の額から2,000円を減額して1,835万3,000円と定めております。

次の3ページから5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

6ページをお願いします。

2、歳入でございます。

2款1項1目繰越金で、補正前の額から1,000円を減額。

3款1項1目延滞金で、補正前の額から1,000円を減額。

3、歳出では、1款1項1目一般管理費で、補正前の額から2,000円を減額しております。

不用となった諸経費を減額の上、25節奨学基金積立金に追加するものでございます。

なお、最終貸し付け件数につきましては、新規9件、継続16件、合計25件の58

5万6,000円となっております。

また、平成29年度末の基金残高は2,631万9,485円の見込みとなっております。

以上でございます。ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（大石哲雄）

川口君。

○上下水道課長（川口孝志）

よろしくお願いいたします。私からは報告第10号、報告第11号をご説明申し上げます。報告第10号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求め。

記。

専決第10号、平成29年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）。平成30年5月17日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第10号、平成29年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）。

平成29年度上富田町の特別会計農業集落排水事業補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,345万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,876万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年3月30日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。今回、事業費の確定によりまして精査してございます。

1款分担金及び負担金、補正前の額に634万5,000円を追加し、738万2,000円と定めてございます。

2款使用料及び手数料、補正前の額に403万円を追加。

4款財産収入、補正前の額から1,000円を減額。

5款繰入金、補正前の額から2,382万6,000円を減額。

歳入合計では、補正前の額から1,345万2,000円を減額し、2億1,876

万3,000円と定めてございます。

歳出でございます。歳出につきましても精査してございます。

1款農業集落排水事業費、補正前の額から1,332万7,000円を減額し、1億111万4,000円と定めてございます。

2款公債費、補正前の額から12万5,000円を減額。

歳出合計では、補正前の額から1,345万2,000円を減額し、2億1,876万3,000円と定めてございます。

次の3ページから5ページの事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

6、7ページをお願いします。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1目農業集落排水事業負担金、補正前の額に634万5,000円を追加し、738万2,000円と定めてございます。

2款使用料及び手数料、1目農業集落排水使用料、補正前の額に403万円を追加。

4款財産収入、1目利子及び配当金、補正前の額から1,000円を減額。

5款繰入金、1目一般会計繰入金、補正前の額から2,382万6,000円を減額し、1億3,250万1,000円としてございます。

8、9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款農業集落排水事業費、1目総務費、今回、精査によりまして補正前の額から953万円を減額し、3,790万円としてございます。

続きまして、2目施設維持管理費でございます。補正前の額から379万7,000円を減額し、6,321万4,000円としてございます。これにつきましても事業費の精査によるものでございます。

2款公債費、利子、補正前の額から12万5,000円を減額し、1億1,764万9,000円としてございます。一時借入金利子の減額でございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告第11号をご説明申し上げます。

報告第11号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求め。

記。

専決第11号、平成29年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第4号）。

平成30年5月17日提出、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いします。

専決第11号、平成29年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第4号）。

平成29年度上富田町の特別会計公共下水道事業補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ727万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,682万5,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年3月30日専決、上富田町長奥田誠。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。今回、事業費の確定によりまして精査してございます。

1款分担金及び負担金、補正前の額に523万1,000円を追加し、1,463万8,000円と定めてございます。

2款使用料及び手数料、補正前の額に333万6,000円を追加。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、補正前の額に895万8,000円を追加。

2項基金繰入金、補正前の額から84万9,000円を減額。

8款諸収入、補正前の額に359万5,000円を追加。消費税の還付でございます。

9款町債、補正前の額から1,300万円を減額。

歳入合計では、補正前の額に727万1,000円を追加し、3億2,682万5,000円と定めてございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。歳出につきましても精査してございます。

1款公共下水道事業費、補正前の額に849万4,000円を追加し、2億613万7,000円と定めてございます。

2款公債費、補正前の額から122万3,000円を減額。

歳出合計では、補正前の額に727万1,000円を追加し、3億2,682万5,000円と定めてございます。

4ページをお願いします。

第2表 地方債補正の変更でございます。

起債の目的、公共下水道事業。

補正前の限度額を7,750万円としておりましたが、補正後では限度額を6,450万円と変更してございます。

起債の方法、利率、償還の方法の変更はございません。

次の5ページから7ページの事項別明細書、1、総括につきましては、恐れ入りますがお目通しをお願いいたします。

8、9ページをお願いします。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1目公共下水道受益者負担金、補正前の額に523万1,000円を追加し、1,463万8,000円と定めてございます。

2款使用料及び手数料、1目公共下水道使用料、補正前の額に333万6,000円を追加。

6款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正前の額に895万8,000円を追加。

同じく2項基金繰入金、1目下水道事業基金繰入金、補正前の額から84万9,000円を減額。

8款諸収入、1目雑入、補正前の額に359万5,000円を追加してございます。消費税の還付でございます。

次の10、11ページをお願いします。

9款町債、補正前の額から1,300万円を減額し、6,450万円としてございます。

次の12、13ページをお願いします。

歳出でございます。

1款公共下水道事業費、1目公共下水道事業費、今回、精査によりまして補正前の額に1,246万2,000円を追加し、1億8,147万5,000円としてございます。

続きまして、2目施設維持管理費でございます。補正前の額から396万8,000円を減額し、2,466万2,000円としてございます。これにつきましても事業費の精査によるものでございます。

合計としまして、補正前の額に849万4,000円を追加し、2億613万7,000円としてございます。

続きまして、2款公債費、1目元金、補正前の額8,682万9,000円の財源内

訳の更正をしてございます。

次の14、15ページをお願いします。

2目利子、補正前の額から122万3,000円を減額し、1億2,068万8,000円としてございます。主に長期償還利子の減額でございます。

以上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石哲雄）

3時30分まで休憩します。

---

休憩 午後 3時15分

---

再開 午後 3時29分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

これより審議に入ります。

---

#### △日程第15 報告第1号

○議長（大石哲雄）

日程第15 報告第1号、上富田町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、松井君。

○8番（松井孝恵）

1点だけ確認をさせてほしいんですけども、23ページの新旧対照表の新しいほうの12番、1行目、改修実演芸術公演施設という言葉が非常に難しいんです。私なりに考えれば、町内にある民間企業等の舞台施設というか、舞台設備ということかと思うんですが、具体的に上富田町でそういうものがあるのかどうか、お聞きします。

○議長（大石哲雄）

税務課長、橋本君。

○税務課長（橋本秀行）

8番、松井議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の趣旨というところでは、率直に言いましたら今現在はそういう施設は、民間業者なんですけれども、ありません。先ほども言いましたように、建築物に係る部分の

要件としましてバリアフリー法に基づく、これは具体的に言えば高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律規定、ちょっと難しい言葉なんですけれども、特別特定建築物に該当する、いわゆる建築移動等円滑誘導基準という中のバリアフリー法の規定というところに関しては、今現在そういった建物の施設はございません。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第1号、上富田町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

---

## △日程第16 報告第2号

○議長（大石哲雄）

日程第16 報告第2号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。



討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

報告第2号、上富田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

---

△日程第17 報告第3号

○議長（大石哲雄）

日程第17 報告第3号、平成29年度上富田町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

まず、歳出のほうからいきます。40ページからです。どうぞ。

10番、九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

歳出の商工費の69ページの芦山分館改修工事請負の総工事費は幾らかということと……

○議長（大石哲雄）

ちょっと待ってくださいね。69ページの何節ですか。15節工事請負費。

○10番（九鬼裕見子）

15節の芦山分館の改修工事費は、ここはこの金額ですけれども、総工事費は幾らになっているのか教えてほしいのと、それから、その下の土木費の委託料、公園遊具点検業務委託料が減額になっているんですが、もう遊具の点検が終わったのかということと、その次、71ページのこれも土木費、道路橋梁費のところの17節の土地購入費の250万の減額の理由と、それから、87ページの教育費の13の委託料の減額についての説明と、89ページの教育費の給食用備品購入費の1,200万円の減額についてもちょっと説明をお願いします。

教育費の委託料のスポーツ観光、民泊調査とかスポーツサロン運営スタッフのところ

があるんですが、減額の理由をお願いします。

○議長（大石哲雄）

87ページは、保健体育総務費の13節委託料、スポーツサロンの運営スタッフ委託料の減額の理由、それから89ページは、学校給食整備事業費の18節備品購入費1,200万円の減額の理由ですか。

○10番（九鬼裕見子）

はい。お願いします。

○議長（大石哲雄）

答弁願います。

総務政策課企画員、平尾君。

○総務政策課企画員（平尾好孝）

10番、九鬼議員のご質問にお答えいたします。

2点ありました。まず1点目から、69ページの商工総務費の工事請負費、芦山分館の改修工事請負費、これは、予算額600万円に対しまして今回22万2,000円の減額をしております。ご質問にありました工事請負費につきましては、577万8,000円ということになっております。

2点目の質問です。87ページの保健体育総務費の中のスポーツサロン運営スタッフ委託料の18万円の減額だったかと思えます。これにつきましては、予算額が1,228万8,000円ございまして、そちらから今回18万円を引きまして1,210万8,000円、スポーツサロンの運営スタッフ7名分の人件費みたいなものです、委託料ですけど。当初組んでいたよりも勤務日数が少なかったりとか途中で雇用する時期がおくれたりとか、7名それぞれ最初から一気にスタートしたわけではなくて、途中から入ったとかありましたので、そういった関係の調整による減額であります。

以上です。

○議長（大石哲雄）

三浦君。

○産業建設課企画員（三浦 誠）

私からは、先ほどご質問のありました公園遊具の点検業務委託料の46万6,000円落とした部分につきましてご説明させていただきます。

昨年度なんですけれども、町内に20公園がありまして、その中で18公園における点検を行っております。66基ある遊具の点検を行っております。29年度中にはこの点検は済んでおります。

続きまして、71ページにあります公有財産購入費の250万円の減額につきまして

は、国道42号線のちょうどアピアとしまむらのところに横断歩道があるんですけども、そちらの歩道たまりといたしますか、歩道のところのスペースがないので、国交省のほうで歩道だまりをつくるというんですか、そういう関係で整備をしておりましたが、29年度中には交渉の中で折り合いがつかず、平成30年度の中でまた引き続き予算を計上させていただいて、その土地を購入していくという流れと準備となっております。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

教育委員会総務課長、家高君。

○教育委員会総務課長（家高英宏）

10番、九鬼議員さんのご質問にお答えいたします。

学校給食施設整備事業費の備品購入費1,200万円の減額ですが、これにつきましては当初7,008万4,000円の予算を組んでいただいておりますが、配送車及び備品のほうで食缶とか食器類、これなんかは全部見積もり合わせを行っております。それによる減によりまして1,200万円の減額とさせていただきます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

答弁漏れありませんか。九鬼君、よろしいですか。はい。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

それでは、歳入のほう。

8番、松井君。

○8番（松井孝恵）

2点質問いたします。

歳入、13ページ、4項町たばこ税で補正前が1億4,200万に対して補正後が1億3,285万6,000円、おとしぐらいでしたら1億5,000万円ぐらいあったと思います。だんだん減ってきておるわけでありましてけれども、非常に大きな財源であると思います。

そういった中で今、一方では禁煙を進めるというふうな社会の流れであります。町の当局としては、税収が減っていったうれしいことはありませんけれども、どのようにお考えになっておられるか。たばこが減っていくほうがいいのか、それとも健康増進をしてそういった形で総合的にお金を節約するのがいいのか、どのようなお考えをお持ちか

お聞きします。

それからもう一点は、33ページ、1項寄付金の総務費寄付金の中でさわやか上富田まちづくり寄付金、これ2,068万6,000円ということになっておりますけれども、一方で上富田町から他の市町村に流出しているであろうよその町へ行く寄附金というのは一体どれぐらいあるか、把握されておられますか。

以上2点、お願いします。

○議長（大石哲雄）

松井君、その質疑、例えば町たばこ税の減額の理由とか増額の理由とか、それについては聞けますけれども、町当局のたばこ税の収入についてどう思うかというのは一般質問の関係になるんで、質疑にはなりにくいと思うんです。

それから同じく、上富田まちづくり、その点についても質疑にはなりにくいんです。ほかの町村のことについてになるから。

○8番（松井孝恵）

じゃ、また一般質問でお聞きいたします。

○議長（大石哲雄）

一般質問でお願いします。

○8番（松井孝恵）

さわやか上富田まちづくりの金額はよろしいですか、お聞きしても。

○議長（大石哲雄）

それについても寄附金についての直接の質疑にはならないと。町当局が答えてくれたら別ですけども、それについては資料もつくっておかなあかん。

○8番（松井孝恵）

答えられませんか。

○議長（大石哲雄）

町のほかへの寄附金の比較というのは。

（発言の声あり）

○議長（大石哲雄）

わかりました。それについては答えを差し上げます。

税務課、橋本君。

○税務課長（橋本秀行）

よろしく申し上げます。8番、松井議員さんの質問にお答えいたします。

町税の寄附金税額控除の状況について若干説明いたします。

平成29年度で控除対象者が143人おられます。寄附金の税額控除の合計額にしま

したならば361万9,127円となっております。あと、そのうちふるさと納税の対象者が140名、ちなみに割合は、98%がふるさと納税対象となっております。寄附金の税額控除の合計につきましては360万1,043円となります。

また、そのうちふるさと納税のワンストップ特例制度適用者、これが47名となっております、割合にすれば34%になります。寄附金額控除総合計が94万3,743円、割合は26%、また、その中の申告特別控除というのがありまして、その控除の中の部分でいいましたら10万5,872円が対象となっております。

特例控除につきましては確定申告が不要というところで、所得税の代替分として住民税の補填、町税の減収額、こういう形になります。47名の方が町外に、これは5カ所以内の自治体にしたという形になります。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

松井君、よろしいですか。

○8番（松井孝恵）

はい、結構です。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

10番、九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

12ページですが、法人税が減額になっているんです。この減額の理由と、それから21ページの教育使用料のところ、4番の保健体育使用料、スポーツセンターの使用料等122万8,000円ということですが、減ってきている理由を教えてくださいのと、それから、23ページの国庫支出金の国庫補助金、個人番号カードの補助金が減額になっているんですが、個人番号カードの発行予定よりも余り申告がなかったということなのか、その点について説明をお願いします。

○議長（大石哲雄）

橋本君。

○税務課長（橋本秀行）

10番、九鬼議員さんのご質問にお答えいたします。

先ほどの法人町民税の減収というところで、要因につきましてはさまざまな部分もあるかと思うんですけれども、当初で1億1,000万円組んでいたわけなんですけれども、最終決算時で調定額が8,640万7,000円という数字で、予算精査で2,380万円を減額しているという予算措置になるのはなるんですけれども、結局その当初見込

みの部分にちょっと見込み違いもありまして、結局は現在の予算額に精査したよというのが率直な理由でございます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

教育委員会生涯学習課長、上堀君。

○教育委員会生涯学習課長（上堀公嗣）

10番、九鬼議員のご質問にお答えいたします。

スポーツセンター使用料の減額につきましては、スポーツ観光に町として力を入れており予算計上をしておったんですけれども、そこまで伸びなかったことによる減額ということで、122万8,000円今回減額となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（大石哲雄）

住民生活課長、原君。

○住民生活課長（原 宗男）

10番、九鬼議員さんのご質問にお答えします。

個人番号カード交付事業補助金152万9,000円の減額につきましては、これは昨年の繰り越しが113万5,500円ありまして、この中で賄いましたので、全額この補助金について減額をさせていただきます。

個人番号カード交付事務費補助金47万円につきましては、カード交付のために増加した人件費に対して出るものでございまして、29年度はそのための人員の増加がございませんでしたので、全額を落としてございます。

なお、カードの交付状況でございますが、平成29年度は個人番号カード交付件数135件でございます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

九鬼さん、よろしいですか。

○10番（九鬼裕見子）

はい。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

全体でないですか。

6番、吉本君。

○6番（吉本和広）

6番、吉本です。87ページの先ほど九鬼議員が質問した13節ですか、旅行団体等誘致業務委託料というのが186万円減っていて、もとはどれだけの予算だったのか、ちょっと教えていただけませんか。

○議長（大石哲雄）

総務政策課企画員、平尾君。

○総務政策課企画員（平尾好孝）

6番、吉本議員の質問にお答えいたします。

もともとの予算額は392万円、今回そこから186万円を減額しまして、206万円ということで決算を打っております。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第3号、平成29年度上富田町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

---

△日程第18 報告第4号

○議長（大石哲雄）

日程第18 報告第4号、平成29年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

10番、九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

29ページの基金積立金の5,000万1,000円の積み立てになっているんですが、今までの基金積み立ての合計金額はどうか教えてください。

○議長（大石哲雄）

原君。

○住民生活課長（原 宗男）

10番、九鬼議員さんのご質問にお答えをいたします。

国民健康保険の基金積立金でございますが、1,000円単位で報告させていただきます。3億9,008万7,000円でございます。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これをもって討論を終了します。

これより報告第4号、平成29年度上富田町特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。



## △日程第19 報告第5号

### ○議長（大石哲雄）

日程第19 報告第5号、平成29年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第4号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑ありませんか。

一括でお願いします。

（「なし」の声あり）

### ○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

### ○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第5号、平成29年度上富田町特別会計介護保険補正予算（第4号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

### ○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

---

## △日程第20 報告第6号

### ○議長（大石哲雄）

日程第20 報告第6号、平成29年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第4号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

### ○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**○議長（大石哲雄）**

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第6号、平成29年度上富田町特別会計後期高齢者医療補正予算（第4号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（大石哲雄）**

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

---

**△日程第21 報告第7号**

**○議長（大石哲雄）**

日程第21 報告第7号、平成29年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**○議長（大石哲雄）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

**○議長（大石哲雄）**

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第7号、平成29年度上富田町特別会計診療所事業補正予算（第1号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

---

△日程第22 報告第8号

○議長（大石哲雄）

日程第22 報告第8号、平成29年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第4号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

10番、九鬼君。

○10番（九鬼裕見子）

歳入の7ページですが、区分で1節のところでは宅地分譲収入の一般保有土地売却収入が減額になっていることと、それから9ページの15、17の工事請負費、宅地造成工事請負費とその下の土地購入費が減額になっている理由について説明をお願いします。

○議長（大石哲雄）

産業建設課企画員、三浦君。

○産業建設課企画員（三浦 誠）

10番、九鬼議員さんのご質問にお答えします。

宅地造成の分譲収入ですが、2億5,924万4,000円という形の減額となっております。これにつきましては、幾つか土地の売却した部分で収入部分はあるんですけども、予定していたところの取得というのがとれなかった部分もありまして、大きくマイナスになっております。

それと関連しまして、歳出のほうで工事請負費で9,188万円、それから公有財産の購入費で1億5,333万1,000円の土地購入費という形で大きくマイナスとなっております。これがメインになるんですけども、実は宅地造成工事請負費で当初1億8,000万円の予算を組んでおりまして、その中で峠の土地の造成工事、これは上富田インターのところの上富田交番の裏からちょうどパチンコ屋さんの駐車場がいてある、そこの造成工事にかかった分のお金を支出して残った形で、この残りは何かといいますと、上富田町の救馬溪のところにありますちょうど木材共販所の上か、あそこのほうで土地をまず取得して、その取得した土地を工事にかかるという計画等は最初あ

ったんですけれども、事業所さんのほうで土地をそのまま取得していくという形になりましたので、町ほうでその土地は取得しなくなりまして、その分でお金が下がってきたという形になります。

土地購入費につきましては、当初1億9,000万円を組んでおりまして、実質29年度につきましては3,668万円の土地を購入しているんですけれども、残りの大きな差額につきましては、まず一つは救馬谷の土地を買うために予算を最初つけてあったけれども、実際使わなくなったということ、それからもう一つは、平成28年度なんですけれども、3月の補正の中で峠の土地の購入という形で補正でいかせてもろうたと思うんです。ちょうど29年度の予算をつくる中で、さきに予算計上をしてあった部分と実際28年度の中で取得した差額が出まして、この中で大きくマイナスという形になってございます。

以上でございます。

○議長（大石哲雄）

九鬼さん、よろしいですか。

○10番（九鬼裕見子）

はい。またゆっくり聞きます、当局に行って。

○議長（大石哲雄）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

これで質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第8号、平成29年度上富田町特別会計宅地造成事業補正予算（第4号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

---

#### △日程第 2 3 報告第 9 号

○議長（大石哲雄）

日程第 2 3 報告第 9 号、平成 2 9 年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第 3 号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

質疑は一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより報告第 9 号、平成 2 9 年度上富田町特別会計奨学事業補正予算（第 3 号）の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

---

#### △日程第 2 4 報告第 1 0 号

○議長（大石哲雄）

日程第 2 4 報告第 1 0 号、平成 2 9 年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算（第 3 号）の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。

一括でお願いします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終了します。  
これより討論に入ります。  
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。  
これをもって討論を終了します。  
これより報告第10号、平成29年度上富田町特別会計農業集落排水事業補正予算  
(第3号)の専決処分の承認を求める件を採決します。  
本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。  
よって、本件は承認することに決しました。

---

△日程第25 報告第11号

○議長（大石哲雄）

日程第25 報告第11号、平成29年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算  
(第4号)の専決処分の承認を求める件について質疑を行います。  
一括でお願いします。  
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終了します。  
これより討論に入ります。  
討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

討論なしと認めます。  
これをもって討論を終了します。  
これより報告第11号、平成29年度上富田町特別会計公共下水道事業補正予算（第

4号)の専決処分の承認を求める件を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、本件は承認することに決しました。

---

#### △日程第26 議案第48号

○議長(大石哲雄)

日程第26 議案第48号、監査委員の選任についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、奥田君。

○町長(奥田 誠)

議案第48号、監査委員の選任について。

下記の者を監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記。

氏名、山本明生。

住所、上富田町岡1198番地。

生年月日、昭和25年11月5日。

平成30年5月17日提出、上富田町長奥田誠。

監査委員につきましては、氏名は山本明生さんでございます。山本明生さんは、議長の経験も積まれており、自治体の財政管理などに詳しい方でございますので、選任同意方よろしくお願いを申し上げます。

○議長(大石哲雄)

お諮りします。

本件については、11番、山本明生君の一身上に関する件と認められますから、地方自治法第117条の規定により、山本明生君を除斥したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大石哲雄)

異議なしと認めます。

よって、山本明生君を除斥することに決しました。

山本明生君の退席を求めます。

(山本明生議員 退席)

○議長（大石哲雄）

本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第48号、監査委員の選任について同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、監査委員の選任について同意を求める件は、これを同意することに決しました。

暫時休憩します。

---

休憩 午後 4時11分

(山本明生議員 着席)

---

再開 午後 4時11分

---

○議長（大石哲雄）

再開します。

山本明生議員の監査委員の選任について同意を求める件は、これに同意されましたのでご報告いたします。

お諮りします。



お手元に配付してありますとおり、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

これらの申し出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

---

△追加日程第1 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出について

○議長（大石哲雄）

追加日程第1 委員会の閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

申出書を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（森岡真輝）

朗読いたします。

各常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査を要する調査事項についての申し出があります。

内容につきましては、お手元に配付したとおりであります。

総務教育常任委員会木本眞次委員長より28項目、産業民生常任委員会山本明生委員長より25項目、議会広報特別委員会檜木正行委員長より1項目、議会運営委員会木本眞次委員長より3項目、以上となっております。

また、2として、目的については、所管事務調査。

3、方法及び期間は、委員会審査、期間は次期定例会までです。

なお、会議規則第65条の規定による委員会招集通知書及び第74条の規定による派遣承認要求書は、後日提出いたします。

以上です。

○議長（大石哲雄）

ただいま朗読しましたとおり、各委員会から閉会中の継続審査並びに所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、総務教育常任委員会、産業民生常任委員会、議会広報特別委員会、議会運営委員会の各委員長からの申し出のとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査並びに所管事務調査を行うことに決しました。

以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全て終了いたしました。

町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長、奥田君。

○町長（奥田 誠）

平成30年第2回上富田町議会臨時会を閉会するに当たり、お礼のご挨拶を申し上げます。

本臨時会では、大石哲雄議長さん、松井孝恵副議長さんを初め、各常任委員会、特別委員会の構成など今後議会運営にかかわる重要な事項を決定されました。新たに就任されました正副議長さん、また各委員等に就任されました議員各位におかれましては、これまでに増してのご理解とご支援を賜りますようよろしくお願いいたします。

議案としまして報告しましたとおり、各条例関係、平成29年度の一般会計及び特別会計の補正予算を慎重審議していただき、全てをご承認していただき、人事案件として、監査委員の選任同意について山本明生氏を選任同意いただきましたこと、まことにありがとうございます。

補正予算につきましては、決算に近い金額ではありますが、5月31日の出納閉鎖で決算することになっています。状況ですが、一般会計は財政調整基金からの繰り入れをすることなく決算できる見込みではありますが、上富田町は現在、大変厳しい財政状況であり、開会の挨拶でも説明をしましたが、今後の課題といたしましては財政の健全化に取り組む必要がありますので、ご協力をお願いいたします。

私といたしましても、さらに議会との連携や協調を図りながら、第4次総合計画に基づき、本町の実情に合った上富田らしい未来へつながる明るく元気なまちづくりを目指して全力で取り組み、町民の皆さんの期待に応えられるよう行政運営を行いますので、温かいご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

---

△閉 会

○議長（大石哲雄）

これにて平成30年第2回上富田町議会臨時会を閉会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大石哲雄）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会はこれにて閉会することに決しました。

これにて平成30年第2回上富田町議会臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後4時17分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

上富田町議会議長 大石 哲雄

上富田町議会臨時議長 木本 眞次

議事録署名議員 山本 哲也

議事録署名議員 正垣 耕平